

論説

近年の刑法犯の減少と犯罪の転移

金 山 泰 介

はじめに

- 1 犯罪の転移とその種類
- 2 最近の我が国における犯罪の転移動向について
- 3 考察
- 4 結論と今後の対策

はじめに

我が国における刑法犯認知件数は、平成 14 年の 285 万件余をピークに 11 年連続減少し、平成 25 年は 132 万件余と平成 14 年の半減以下となった。しかしながら、平成 24 年 7 月に内閣府が実施した治安に関する特別世論調査¹では、以前の調査に比べその割合が減少しているとはいうものの、81.1%もの回答者が最近の治安は悪くなっていると回答している。この刑法犯認知件数の減少が示す指数治安の改善傾向と体感治安の悪化傾向との乖離の理由としては、犯罪が転移しているのではないかとの仮説を提示できると考える。

すなわち、刑法犯認知件数は大幅に減少したものの、体感治安に影響を及ぼすような形態の刑法犯や刑法犯に含まれない犯罪又は申告率が低く刑法犯認知件数に反映されにくい犯罪が増加しているのではないかというものである。確かに、特殊詐欺やサイバー犯罪のような新たな形態の犯罪が刑法犯の減少に反比例して増加しているようにみられるところであり、本稿ではこの仮説について、法務省の実施した犯罪被害実態調査²及び警察庁の犯罪統計を

足がかりに検証を試みるものである。

1 犯罪の転移とその種類

特定地域の一定の犯罪に対して何らかの対策を講じた結果、当該地域でその犯罪の発生件数が少なくなることは良くみられる現象であるが、犯罪の手口、発生場所、発生時間等が変化又は移動しただけで、対象となった犯罪の危険性が消滅した訳ではないと指摘される場合がある。このように犯罪対策の結果、当該犯罪が何らかの形に変化することは、犯罪の転移（Crime Displacement）と呼ばれている。

Lab は犯罪の転移を、次のような6つの形態に分類している³。

- ① 地理（空間）的転移：犯行場所が他地域に移ること。
- ② 時間的転移：犯行時刻が変わること。
- ③ 戦術的転移：犯行手段が変化すること。
- ④ 犯行対象の転移：同一地域の別の対象が犯行の対象となること。
- ⑤ 機能的転移：犯罪者が別の犯罪を行うようになること。
- ⑥ 加害者（犯罪者）の転移：別の犯罪者がこれまでの犯罪者にとって代わること。

2 最近の我が国における犯罪の転移動向について

（1）犯罪の転移の前提となる犯罪対策

平成期の刑法犯の急増に対し、警察庁では「街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策」を都道府県の実情に応じ、地域及び罪種を絞って展開することを全国警察に指示し⁴、平成15年1月から実施された。その抑止の対象となった主要な犯罪は、街頭犯罪では、路上強盗、街頭での強姦、強制わいせつ、暴行、傷害、脅迫、略取誘拐の暴力的犯罪及びひったくり、乗り物盗、自動販売機荒らしの財産犯である。侵入犯罪では、侵入強盗及び侵入窃盗である。

また、平成 15 年 12 月犯罪対策閣僚会議が策定した犯罪に強い社会を実現するための行動計画⁵では、重点項目の筆頭に「平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止」を掲げ、自主防犯活動の推進等地域における犯罪抑止活動等の推進を図った。

以上のように、平成期の犯罪急増対策としては、公共空間における窃盗、粗暴犯、性犯罪並びに侵入強盗及び侵入窃盗が主な抑止対象罪種となったのである。

（２）主要罪種別認知件数の推移

ア 刑法犯 刑法犯では、総認知件数と同様、凶悪犯、窃盗犯、知能犯の 3 包括罪種は、平成 14 年前後をピークに減少に転じている。一方、粗暴犯及び風俗犯については、高止まり傾向を示しているが、これは、平成 11, 12 年に相次いでストーカー規制法、DV 法、児童虐待防止法が制定されたことなどにより、警察の女性子供を守る対策が強化されたことから暗数が顕在化していることが大きな理由であるとみられる⁶（グラフ 1 及び 2）⁷。

さらに、個別の罪種をみても、刑法犯の減少に負の相関にあるような形で増加している罪種は見当たらず、統計上犯罪の転移を窺わせる罪種はない。

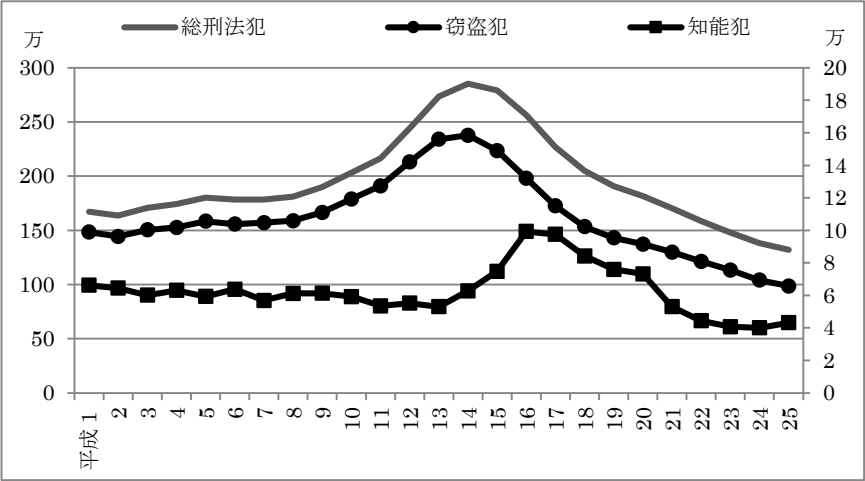
イ 特別法犯 特別法犯については、平成期は 7～9 万件台を維持しており、刑法犯の減少に負の相関にあるような形で増加している罪種は、不正アクセス禁止法違反を除いてはみられないが、不正アクセス禁止法違反件数は千件台であって、サイバー犯罪全体をみても、8000 件台（平成 25 年）と毎年 10 万件以上減少している刑法犯からの転移というには小さな数字であるが、次項で詳細に検討する。

（３）犯罪の転移の類型ごとの分析

前項で犯罪統計に示された罪種別の認知件数の推移をみたところであるが、罪種間の転移を明らかに伺わせるような統計的変化は見当たらないところである。そこで、冒頭に述べた体感治安に影響を及ぼすような形態の刑法犯や刑法犯に含まれない犯罪又は申告率が低く刑法犯認知件数に反映されにくい

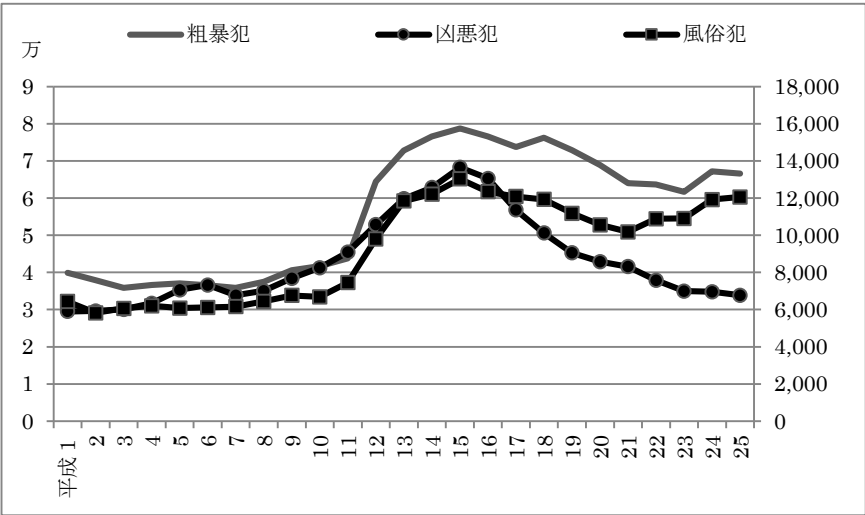
犯罪が増加あるいは減少していないのかとの仮説について、Lab

グラフ 1 刑法犯包括罪種別認知件数の推移（総刑法犯，窃盗犯，知能犯）



(注) 総刑法犯，窃盗犯は左軸。知能犯は右軸。

グラフ 2 刑法犯包括罪種別認知件数の推移（凶悪犯，粗暴犯，風俗犯）



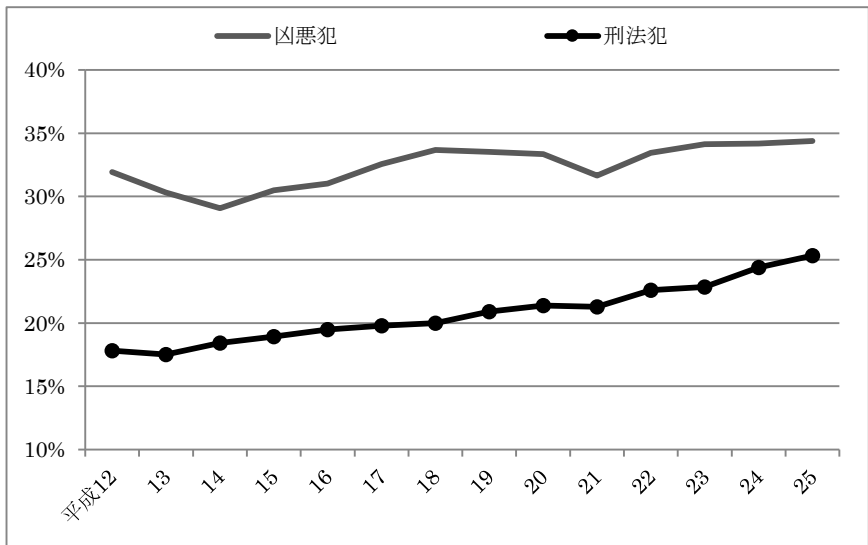
(注) 凶悪犯，風俗犯は右軸。粗暴犯は左軸。

の分類にしたがいさらに分析を進めることとする。

ア 地理（空間）の転移 地理的転移においては、国内での転移である限り、全国統計上数字の変動は生じない。したがって、地理的転移による体感治安への影響が生じるとすれば、犯罪発生場所による犯罪に対する不安感の大小によって規定されると考えられる。グラフ 3 は、平成 12 年以降の刑法犯及び凶悪犯が住宅で発生した割合の推移であるが、いずれも住宅における発生率が高まっていることがみてとれる。これは、総合的犯罪抑止対策の結果、公共空間における犯罪抑止効果が、自主防犯パトロールや警察活動の強化のため、侵入犯罪抑止効果を上回ったことにより、住宅における犯罪発生が相対的に増大したものと考えられる。

平成 24 年の第 4 回犯罪被害実態調査では、「不法侵入の被害に遭う不安」について、60.7%の回答者が「あり得る」又は「非常にあり得る」としており、平成 16 年の第 2 回犯罪被害実態調査での 53.5%を上回っている。

グラフ 3 住宅における犯罪発生率の推移



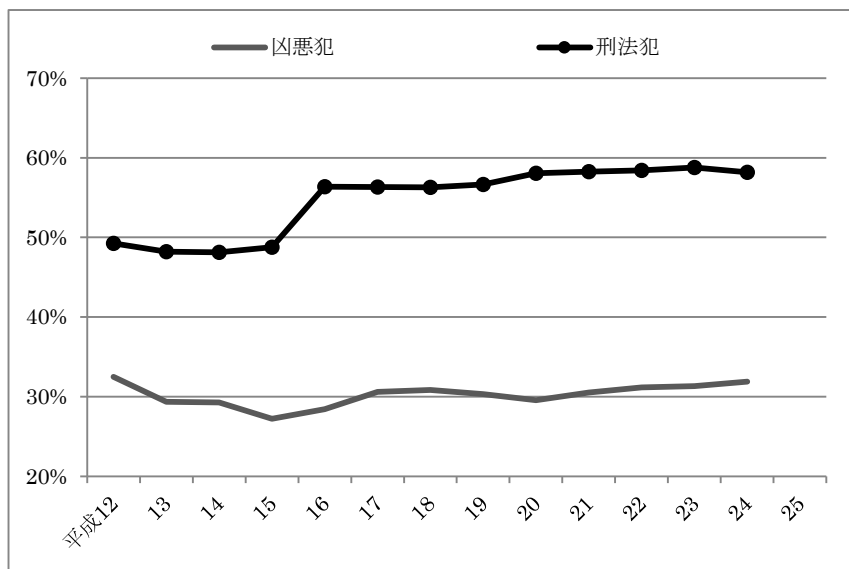
一方で、「夜間の一人歩きに対する不安」に関しては、「やや危ない」又は

「とても危ない」と回答したものが、平成 16 年 33.7%、平成 24 年 32.7%と横ばい状況にあることから、街頭での犯罪の割合が減少し、住宅での犯罪の割合が増加している状況を反映しているものと思料される⁸。

イ 時間的転移 時間的転移についても、それが生じたとしても認知件数に変化が生じるものではないが、より犯罪の脅威が高いと感じられる時間帯に転移が生じていないか検討した。グラフ 4 は、刑法犯及び凶悪犯の昼間帯（午前 6 時～午後 6 時）における発生状況である。刑法犯、凶悪犯いずれもわずかに昼間帯における発生が増加していることがみてとれるが、体感治安に影響を及ぼすほどかどうかは疑問である。

なお、平成 16 年に刑法犯の昼間帯の発生率が 8 ポイント弱上昇しているが、これは発生時間帯をより厳密にチェックすることとされたための統計技術的な変化と考えられる。ちなみに、平成 15 年統計では発生時刻不明件数が、445,088 件であったが、翌 16 年には、1,912,643 件と急増し、以降の統計においても 100 万件以上が発生時刻不明とされている。

グラフ 4 昼間帯における犯罪発生率の推移

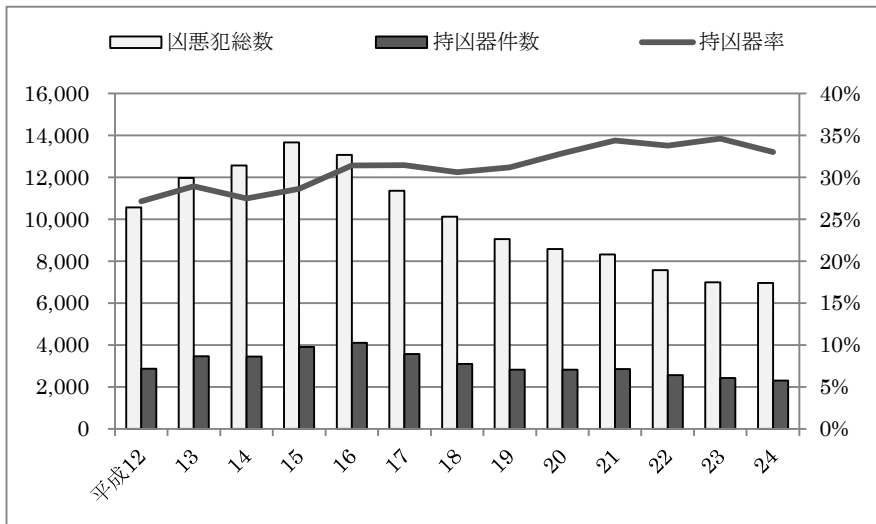


（４）戦術的転移

戦術的転移が生じる場合にあっては、認知件数自体に大きな変化が生じるものではないが、犯罪方法の凶悪化や１件当たりの被害の大型化は、犯罪への不安を高めるものと考えられる。

グラフ５は、凶悪犯認知件数及びその中で銃砲刀剣等凶器が犯罪に用いられた件数との割合を示したものである。持凶器犯の減少率が低く、その割合が高まっていることがみてとれる。これは、凶器を準備して敢行されるような計画的な犯行よりも、発作的あるいは思いつきで敢行されるような犯行に対する方が、防犯活動の強化等による犯罪抑止効果が高いためと推認される。

グラフ５ 凶悪犯及び持凶器凶悪犯の件数の推移

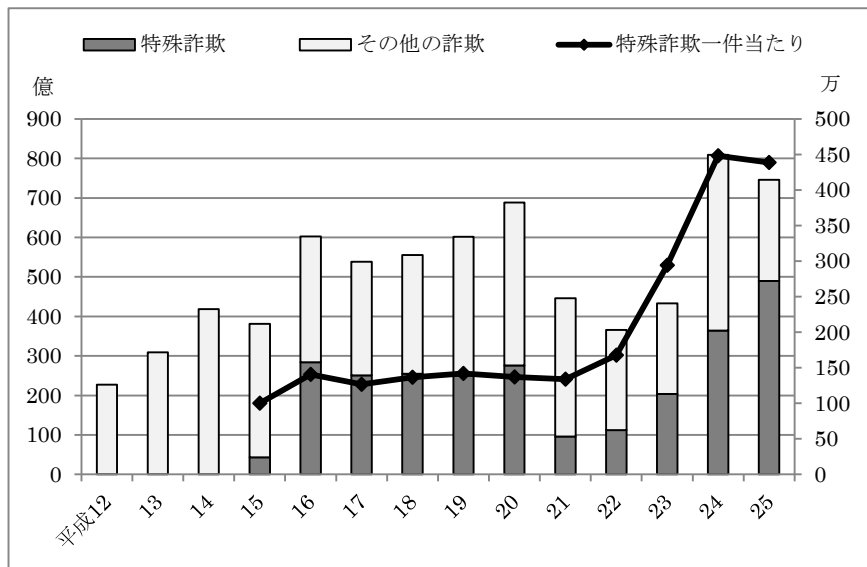


（注）件数は左軸、持凶器率は右軸。

次に、グラフ６は、詐欺及び特殊詐欺の認知件数と特殊詐欺の１件当たりの被害額の推移であるが、件数自体は減少傾向にあるものの１件当たりの被害額が急増している。これは、現金受け渡しの手段としてＡＴＭを利用した振り込みが、ＡＴＭの現金送金の１回に振り込める金額が１０万円に制限され

たことや、官民を挙げての ATM 周辺における警戒等の水際対策によって使いづらくなったことから、現金を直接受け渡す手渡し型に戦術の転移が生じたことから被害額が増加していることがみてとれる。

グラフ 6 詐欺、特殊詐欺の被害額と特殊詐欺 1 件当たりの被害額の推移



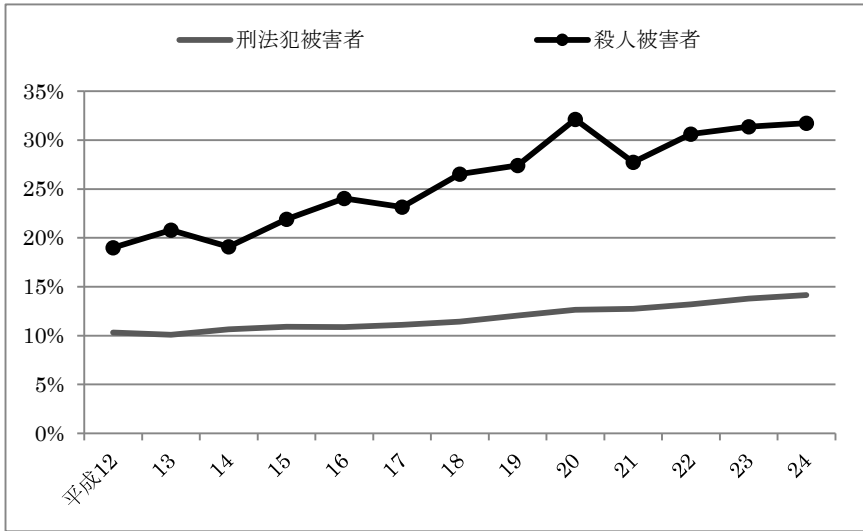
(注) 棒グラフは左軸、折れ線グラフは右軸。

(5) 犯行対象の転移

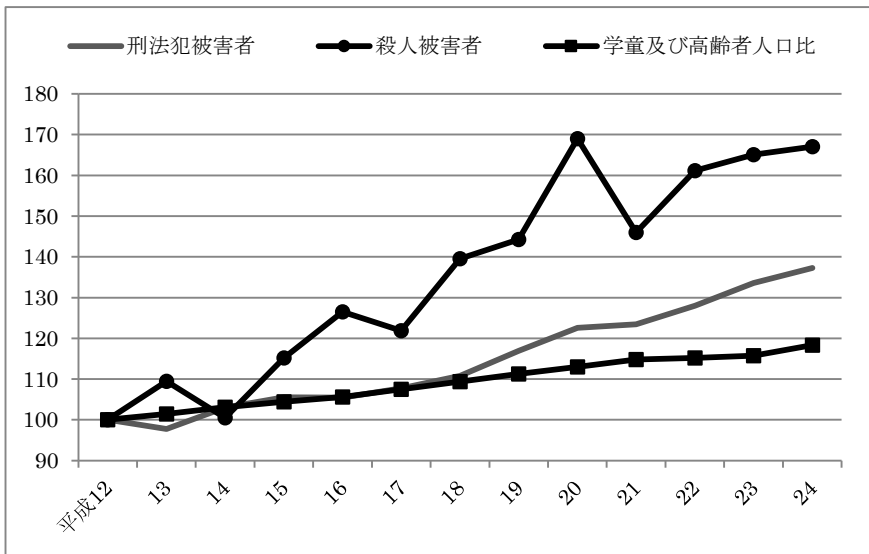
犯行対象の転移については、犯罪被害者の年齢別に着目した。すなわち、犯罪に対して脆弱な学童や高齢者の被害の割合が増加した場合、一般的に犯罪に対する不安感が高まるとみられるからである。

グラフ 7 は、学童（12 歳以下）及び高齢者（65 歳以上）が犯罪被害者に占める割合の推移であるが、刑法犯、殺人いずれも増加している。一方、高齢者人口自体も増加していることからその増加状況を比較したのがグラフ 8 である。総人口に占める学童及び高齢者の割合が増加する以上に犯罪被害者に占める割合が増加していることがみてとれる。

グラフ 7 学童及び高齢者が犯罪被害者に占める割合



グラフ 8 学童及び高齢者が犯罪被害者に占める割合と人口比の推移



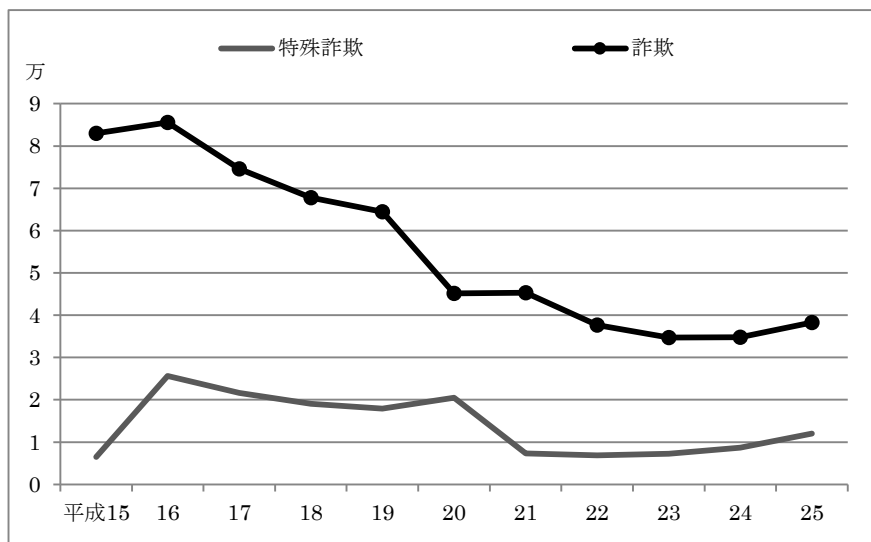
(6) 機能的転移

特殊詐欺及びサイバー犯罪は、平成 10 年代半ばから急増しており、減少した刑法犯の他罪種から転移した可能性が認められることから、この二つの犯罪について検証を試みる。

ア 特殊詐欺 特殊詐欺の認知件数をみると 1～2 万件台で推移しているところで増加傾向にあるわけではないが、特殊詐欺の中では戦術的転移が生じていることを前項で説明したところである。

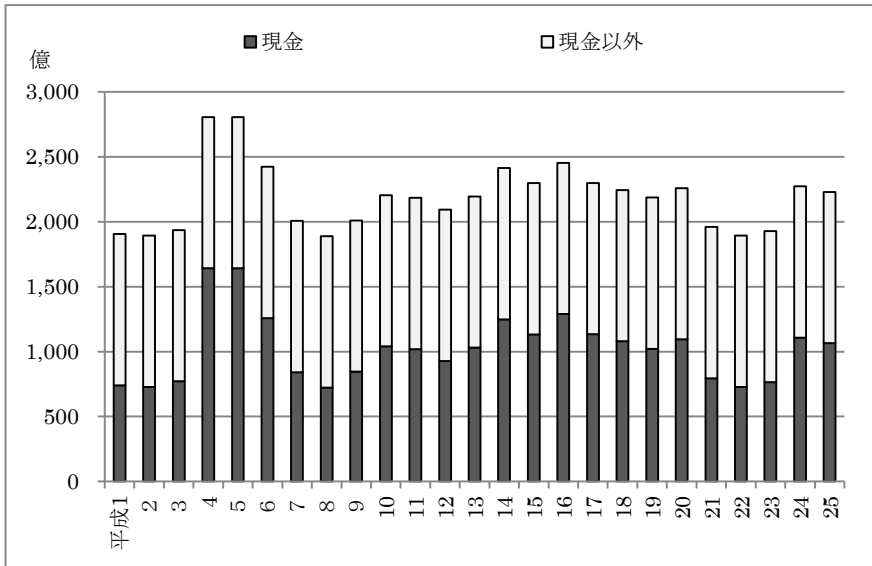
また、詐欺の認知件数自体はグラフ 9 のとおり減少傾向にあり、刑法犯の減少率と概ね一致しているため⁹、認知件数だけからでは転移の状況は伺い知れない。しかしながら、特殊詐欺の多くを占める振り込め詐欺という手口自体は、平成 14 年以降に現れたものであることから、詐欺の他の手口または詐欺以外の罪種、あるいはその両方から、犯罪の転移が生じているものと推認されるのである。詐欺の他の手口からの転移については、Lab の分類によれば、戦術的転移に当たるのである。

グラフ 9 詐欺及び特殊詐欺の認知件数の推移



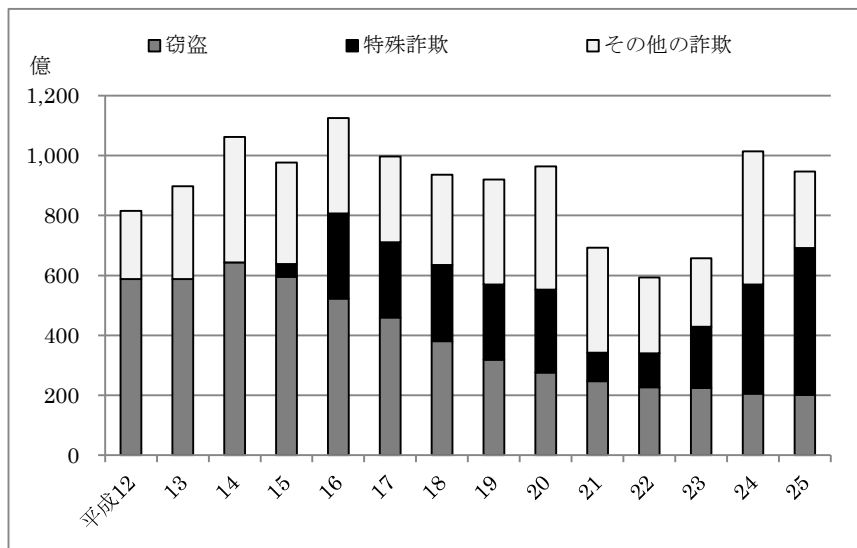
警察統計において財産被害については、強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領の 6 罪種について計上している。グラフ 10 は、財産被害額の推移であるが、物的被害を含む財産被害総額は、ピークの平成 14 年の 3,758 億円に比べて平成 25 年は、1,877 億円と半分以下に減少し、その減少率は概ね刑法犯認知件数の減少に対応したものとなっている。一方、現金被害は平成 4、5 年を除くと 700～1,200 億円の間で推移している。平成 4、5 年は、被害総額約 1,200 億円にのぼった「ゴルフ会員権販売代名下の詐欺事件」が摘発されたため急増したものである。

グラフ 10 犯罪による財産被害額の推移



そこで、現金被害の 9 割近くを占める窃盗及び詐欺による被害額の推移がグラフ 11 である。窃盗による現金被害の減少が詐欺による被害の増加によっておおよそ埋められていることがみてとれる。すなわち、現金を目的とする犯罪については窃盗から詐欺へ罪種が転移（機能的転移）したと考えられる。

グラフ 11 窃盗及び詐欺による現金被害額の推移



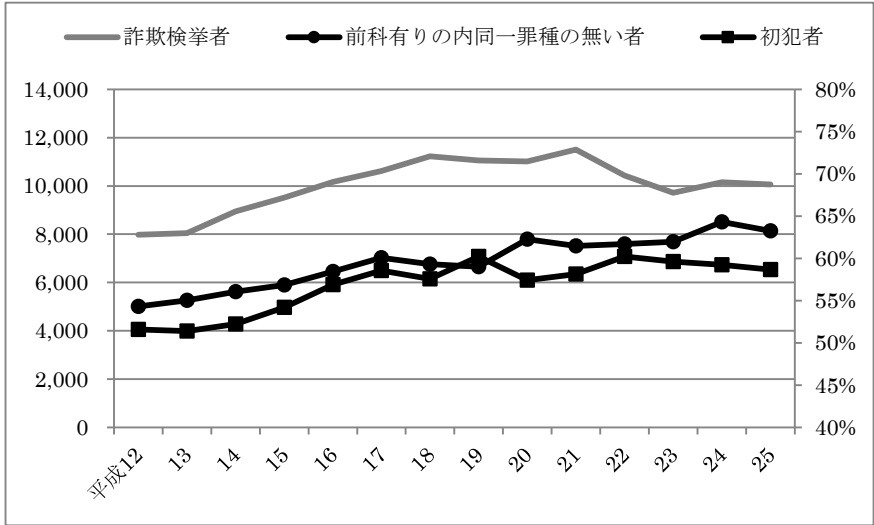
次に、検挙された被疑者の特徴をみると、グラフ 12 で示すとおり、詐欺においては、初犯者の割合及び前科を有する者の内、詐欺の前科がない者の割合が増加している。すなわち、新たに詐欺に手を染める者が増加しているのである。

一方で、グラフ 13 が示すとおり、侵入盗犯にあっては、検挙被疑者が減少傾向にあるものの、初犯者の割合及び前科を有する者の内、同一前科がない者の割合は、いずれも大きな変化はない。

イ サイバー犯罪 サイバー犯罪の検挙状況等は、グラフ 14 のとおりで、刑法犯が減少傾向に入った平成 15 年以降相談件数が急増していることがみてとれる。したがって、犯罪の転移が生じているものと考えられることから、その規模について検討する。

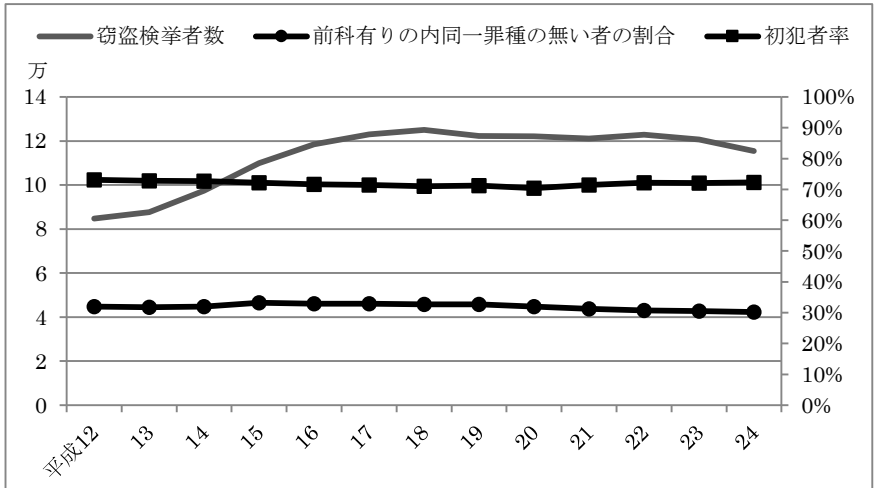
サイバー犯罪とは、不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪、不正指令電磁的記録に関する罪及びインターネットオークション詐欺等のネットワーク利用犯罪の三類型の総称であるが、いずれも、殺人や

グラフ 12 詐欺による検挙者数及び初犯者等の割合の推移



(注) 詐欺検挙者数は左軸，他は右軸。

グラフ 13 侵入盗による検挙者の前科関係別の推移



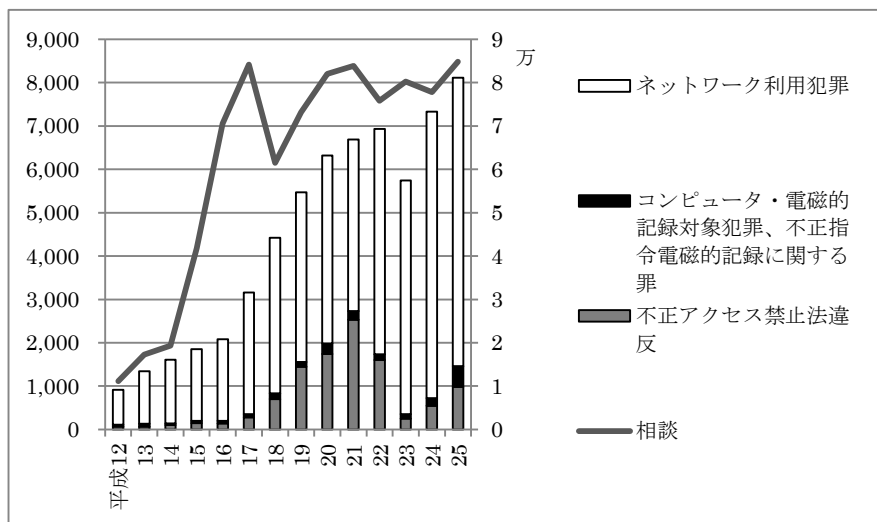
(注) 侵入盗検挙者数は左軸，他は右軸。

傷害といった様に発生時において容易に罪種を特定できる犯罪ではないことから、検挙件数具体的には送致件数で統計化されている。したがって、届け出のない暗数はもとより、検挙できなかった事案は統計には含まれていないのである。

そのため、相対的にサイバー犯罪が増加していることは検挙件数の推移からみてとれるのであるが、実体としてどの程度の被害が生じているのか犯罪統計から判断することは難しいのである。

そこで、第4回犯罪被害実態調査¹⁰からインターネットオークション詐欺について、警察への被害申告数の推計を試みた。調査対象2,156名中（16歳以上）、過去5年間にインターネットオークション詐欺の被害に遭ったとの回答は、20名（0.93%）から寄せられ、その内警察に申告したと回答したのは1名（5%）であった。この被害率の統計誤差は、 $\pm 0.22\%$ であるので、これをもとに被害申告数を試算すると、平成23年の16歳以上人口109,908,000に被害率（ $0.93 \pm 0.22\%$ ）を掛け、さらに申告率¹¹（5%）を掛けると、 51107 ± 12090 という数字が得られた。

グラフ14 サイバー犯罪検挙状況の推移

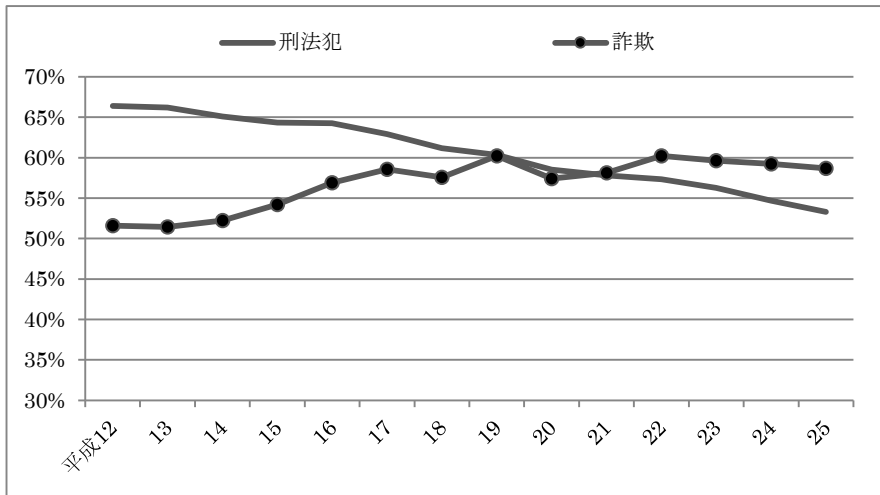


平成 23 年以前の 5 年間のインターネットオークションに関する警察に対する相談件数は、5 年間で 42,364 件であるので、符合するものといえる。すなわち、インターネットオークション詐欺の認知件数は検挙件数ではなく、相談件数がその実態に近いものとみられるのである。

(7) 加害者（犯罪者）の転移

加害者の転移については、刑法犯の検挙者数に占める初犯者の割合を見たところ、グラフ 15 のとおり漸減傾向にある。したがって、刑法犯全体としては検挙者に占める初犯者の割合は、約半数を占めているものの、犯罪対策によってそれが拡大しているものではないと認められる。しかしながら、詐欺犯においては、初犯者の割合が高まる傾向にあり、その多くは特殊詐欺犯であるとみられることから、加害者の転移が生じていると推測される。

グラフ 15 刑法犯及び詐欺検挙者に占める初犯者の割合の推移



3 考察

冒頭で刑法犯認知件数が、10 年以上連続に減少しているにもかかわらず、体感治安の改善がさほどみられない理由として、刑法犯総数は大幅に減少したものの、体感治安に影響を及ぼすような形態の犯罪や犯罪統計では十分実態を把握できないような犯罪が増加している、すなわち、犯罪の転移が生じているのではないかという仮説を提示した。

まず、体感治安に影響を及ぼすような形態の犯罪の転移については、次の諸点が判明した。

- ① 住宅における犯罪被害が占める割合が刑法犯、凶悪犯いずれもおいても高まっている。(空間的転移)
- ② 凶悪犯における銃刀刃物類の凶器供用率が高まっている。(戦術的転移)
- ③ 特殊詐欺においては、1 件当たりの被害額が急増している。(戦術的転移)
- ④ 学童及び高齢者の被害者が刑法犯及び殺人被害者に占める割合が高まっている。(犯行対象の転移)

内閣府世論調査によれば、最も不安を感じる犯罪は、空き巣等、侵入し物を盗む犯罪(51.1%)であることから、住宅での犯罪発生の割合が高まることは、不安感に直接影響しているものとみられる。

凶悪犯がより危険な凶器を用いるようになることが、犯罪への不安感を高めることにつながっていると推測することは容易である。

また、犯罪弱者である学童及び高齢者の被害者に占める割合が高まることも犯罪への不安感を高めることにつながるものと経験則的に考えられるが、内閣府世論調査によれば、不安に感じる犯罪の中で「誘拐、子供の連れ去りやいたずら」は、平成 16 年の 38.9%から平成 24 年は 31.3%に改善していることから、学童対象の犯罪の絶対数の減少により安心感が高まっているものと推測される。

次に、犯罪統計では充分その増加を把握し難い犯罪への転移については、次の 3 点が明らかになった。

- ① 財産犯の現金被害をもたらしている主要な犯罪が、窃盗から詐欺に転移していること。(機能的転移)

- ② 詐欺で検挙された者の内、詐欺の前科を持つ者の比率が低下していること。(機能的転移)
- ③ サイバー犯罪の被害が増加しているが、その被害実態は刑法犯ほど統計上明かにされていない。しかしながら、サイバー犯罪の一類型であるインターネットオークション詐欺については、警察で受理した相談件数が概ね犯罪被害実態調査結果と符合すること。(機能的転移)

詐欺犯は刑法犯であるのに、その増加が犯罪統計上現れにくい理由として次の2点があげられる。一つは、詐欺罪の性質である。一般的に詐欺は、金員の授受行為自体は外形的に平穩に行われるため、それが欺罔によるものであるか否かは、捜査を遂げなければ判明しないことが多いことから、検挙された場合に統計上詐欺として被害が認知される場合が大半なのである。ただ、オレオレ詐欺等のように金員を受け取る側がなりすましであるような場合は、欺罔行為が明白なので被害が申告された場合に認知されている。ちなみに、特殊詐欺が現れる平成15年以前の10年間における詐欺の平均検挙率は、86.2%と高いものであったが、平成25年の特殊詐欺の検挙率は、28.5%なのである。

もう1点は、被害申告率の低さである。第4回犯罪被害実態調査では、乗り物盗では50%前後の申告率であるのに対し、振込め詐欺では35%であり、その他の詐欺では10%未満となっている。申告しなかった理由として、アンケートでは「それほど重大ではない」、「捜査機関は何もしてくれない」等が挙げられている¹²。

サイバー犯罪については、検挙件数や相談件数の推移から増加していることは明らかであり、内閣府世論調査においても平成24年調査では、不安に感ずる犯罪として42.3%の回答者が挙げており、凶悪犯(31.2%)を上回っている。ちなみに、平成16年調査においては24.2%で、8年間で1.5倍以上の増加である。

しかしながら、サイバー犯罪には特別法犯のほかにも、電磁的記録対象犯罪及び詐欺罪等の刑法犯が多く含まれているものの、その増加状況は犯罪統計上十分反映されているとは言い難い。その理由としては、上記のとおり詐欺罪は捜査しなければ認知が難しいものが多いことと申告率の低さを指摘で

きる。

4 結論と今後の対策

以上検討の結果判明した犯罪の転移現象に対し、警察としては打つべき効果的な対策はいかなるものが考えられるであろうか。

犯罪の転移自体を押しとどめることは、本来の犯罪対策自体を否定することにもなりかねず困難である。特定の犯罪対策を強化することによって、数的に減少してもその一部がより凶悪化または巧妙化することは避けられないからである。

まず、地理的転移について、現在の状況は、街頭すなわち公共空間に防犯カメラが整備され、防犯パトロールが強化されたことなどにより、公共空間における犯罪が大幅に減少した結果、相対的に住宅を対象とした侵入盗等の割合が増加したものと考えられる。したがって、理論的には、公共空間におけるのと同様の警戒力を住宅対象の犯罪にも振り向けなければならないのであるが、公共空間に比べて配分されるコストや警察力に自ずから限界があることは否めないものである。

この点は、国民にも一定の理解があるとみられる。すなわち、内閣府世論調査によれば、「空き巣などの自宅に侵入して物を盗む犯罪」は、「不安に感じる犯罪」としては 1 位（51.1%）であるが、「警察に力を入れて取り締まって欲しい犯罪」では、6 位（42.9%）である¹³。警察力だけでは限界があることへの理解の現れと考えられることから、住民の自主防犯のための様々な支援をさらに推進することが求められていると解釈すべきである。ただし、平成 16 年調査では、僅差の第 2 位（58.5%）であったことから、この解釈が可能とするには、これまでの犯罪抑止活動の成果を前提としていることを忘れてはならないのである。

次に犯行対象の転移に関しては、その実態を踏まえ犯罪弱者に対する一層の保護、支援対策が求められるところである。身体的被害に関しては、GPS 装置の一層の利活用¹⁴などにより見守り態勢の強化を図ることなどの対策を

推進する必要があると思料する。

戦術的転移に関し、凶悪犯については、持凶器率が高まり凶悪化が進んでいるところではあるが、内閣府世論調査結果ではそれを直接反映するものとはなっていない。すなわち、24年調査では、「殺人強盗等の凶悪な犯罪」は、「不安に感じる犯罪」では、10位（31.2%）と18年調査に比べて順位で一つ、3.2ポイントの減少となっている。その一方で、24年調査の「警察に力を入れて取り締まって欲しい犯罪」では、減少しているものの2位（50.1%）である。凶悪犯は、発生件数が少なく被害に遭う確率は低いものの、その検挙は警察力によらざるを得ないという国民の見方の現れであると考えられる。したがって、凶悪犯についてはその検挙率を高めるための努力、初動対応の強化、科学捜査力の強化に引き続き努める必要があると思料される。

特殊詐欺の1件当たりの被害額の増加は、まさに振り込め型を規制するためのATMでの現金振込み限度を10万円に制限するなど¹⁵の施策が効を奏した結果、手口が振り込め型から手渡し方に転移した結果であるといえる。件数自体は減少しているものの1件当たりの被害額の激増で総被害額は増加しているところである。次に述べるような、現金の授受手段の規制に加えて、欺罔行為自体を規制することが必要となると思料する。

特殊詐欺及びサイバー犯罪は、まさに新たな犯罪形態であり、その急増は犯罪の転移（機能的転移）の結果であると思料される。最近矢継ぎ早に対策が打ち出されているところであるが、いずれも内閣府世論調査の「不安に感じる犯罪」の中で、そのパーセンテージが平成24年調査では、16年調査に比べて大幅に上昇しており¹⁶、国民の不安感も急速に高まっているところである。

国民の不安感を高める要因として両者に共通する特徴は、不特定多数の相手方に対して犯罪を仕掛けるという点である。したがって、統計に現れる被害者の数十倍もの数の個人が犯罪被害に遭いかねない経験をし、それが繰り返される者も少なくないのである。この特徴が、犯罪被害者数以上に犯罪への不安感を高める要素となっているものと思料される。

このような状況を打開するためには、まず、総合的な被害実態調査を行い、被害実態の全体像を把握した上で、より包括的な対策を講じる必要があると

考える。例えば、不特定多数に対して犯罪を仕掛ける行為それ自体を違法として、処罰の対象とするとともに、その犯行に用いられた通信手段等を迅速に使用停止できるような立法である。具体的には、郵便法¹⁷や特定電子メール法¹⁸を参考に、電子メール、電話、宅配も含む郵便物等の通信手段を用いて、不特定多数の者に欺罔、脅迫を内容とする通信を行うことの規制を検討する必要があると考える。

¹ 内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h24/h24-chian.pdf>

² 法務総合研究所

³ Lab p73

⁴ 「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進について（依命通達）」（平成14年11月11日付け警察庁乙生発第5号ほか）平成19年に改定後、現在は、「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進について（依命通達）」（警察庁乙生発第4号ほか）に引き継がれている。

⁵ 首相官邸 HP

⁶ 金山藤原 pp149-153

⁷ 本稿のグラフは全て警察統計に基づき筆者が独自に作成したものである。

⁸ 法務総合研究所 p21 なお、犯罪の不安に関する2つの調査項目に関して、平成20年の第3回調査では、いずれも改善しており、第4回の数値については調査方法の変更（対面から郵送）による影響と考えられるが、「夜間の一人歩きに対する不安」の方が「不法侵入の被害に遭う不安」よりも改善傾向にあることは明らかである。

⁹ 刑法犯は、ピークの平成14年約285万件が、25年には約132万件（46.3%）に減少。詐欺は、ピークの平成16年約83000件が、25年には約38300件（46.1%）に減少。

¹⁰ 法務総合研究所

¹¹ 申告率については母数が20と小さいことから大きな誤差が算定されるため、生の数字を用いることとした。

¹² 法務総合研究所 p78 以下

¹³ 内閣府政府広報室 p7～12

¹⁴ 例えば、科学技術研究開発機構研究開発実施終了報告書「子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立」（2013）http://www.anzen-kodomo.jp/pj_harada/index.html

¹⁵ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成16年12月10日法律第165号）

¹⁶ 内閣広報室 p8

¹⁷ 郵便法（昭和22年12月12日法律第165号）82条は、詐欺、恐喝又は脅迫の目的をもつて、真実に反する住所、居所、所在地、氏名、名称又は通信文を記載した郵便物を差し出すなどの行為について罰則を科している。

¹⁸ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年4月17日法律第26号）は、第5条で送信者情報を偽った送信を第6条で架空電子メールアドレスによる送信をそれぞれ禁止するとともに、第11条で送信者情報を偽った通信が行われるなど一定の場合に電気通信役務の提供の拒否ができることを規定している。

参考文献

- Lab, Steven P. 「犯罪予防 ー方法, 実践, 評価ー」(日本語版) 日工組社会安全財団 (2006)
原題: Crime Prevention: Approaches, Practices and Evaluations
内閣府政府広報室 「「治安に関する特別世論調査」の概要」平成 24 年 8 月 16 日
内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h24/h24-chian.pdf>
法務総合研究所 「研究部報告 49 犯罪被害に関する総合的研究 - 安全・安心な社会づくりのための基礎調査結果 (第 4 回犯罪被害者実態 (暗数) 調査結果)」
法務省法務総合研究所ホームページ http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00066.html